

臨床試験審査委員会規程_新旧対照表

	新	旧	改定理由
(組織) 第4条第1項	六 非専門委員は、医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者とし、財務経理部長、労務管理室長及び医事課長を充てる。	六 非専門委員は、医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者とし、財務経理部長、労務管理室長及び医事室長を充てる。	役職名変更のため。
附則	<u>附 則 (令和5年規程第38号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は、令和5年5月15日から施行する。</u>	(該当なし)	新規設定。